

令和6年度 江別地区農業農村情報通信環境整備検討業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和6年度江別地区農業農村情報通信環境整備検討業務の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により提案を求め、総合的に評価し、本業務の受託候補者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度江別地区農業農村情報通信環境整備検討業務

(2) 業務内容

別紙「令和6年度 江別地区農業農村情報通信環境整備検討業務特記仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

3 提案上限額

30,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

※ 本金額は、プロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではない。

※ 見積金額は、提案上限額を超えてはならない。

4 募集及び選定のスケジュール

内容	日程等
公募開始(実施要領等の公表)	令和6年4月26日(金)
質問書提出期限	令和6年5月10日(金)午後5時まで(必着)
質問書に対する回答	令和6年5月15日(水)(随時回答)
参加申込書類提出期限	令和6年5月20日(月)午後5時まで(必着)
企画提案書類提出期限	令和6年5月27日(月)午後5時まで(必着)
プレゼンテーション審査	令和6年6月4日(火)
審査結果の通知	令和6年6月6日(木)
契約締結・業務開始	令和6年6月上旬～

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 江別市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、登録されていない者にあつては、「7 参加申込手続(1)③」の書類を提出すれば参加できるものとする。
- (3) 江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱(平成11年3月10日施行)による指名停止を受けていないこと。

- (4) 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。また、役員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (7) 北海道内に事業所（本店、支店又は営業所）があること。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式1）による。

(2) 質問期間

令和6年4月26日（金）から5月10日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

本要領15に定める担当部署まで電子メールで提出すること。なお、件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に着信確認のため、必ず担当部署に電話連絡をすること。

(4) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問者名を伏せ、令和6年5月15日（水）までに、市ホームページ上で随時回答する。

上記提出方法以外の質問及び質問期間を過ぎた質問への回答はしない。また、評価基準・配点等、本プロポーザルの評価等に影響を及ぼす恐れがある質問については回答しない。

なお、質問によって本実施要領及び仕様書の内容に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとする。

7 参加申込手続

(1) 提出書類（各1部）

① 参加申込書兼誓約書（様式2）

② 会社概要（任意様式）

所在地、資本金、事業内容、社歴などが確認できるもの（会社パンフレット等の使用も可）

③ 江別市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、下記の書類も提出すること。

ア 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書【複写可】

イ 印鑑（登録）証明書【複写可】

ウ 国税の納税証明書【複写可】

エ 都道府県税及び市町村税の完納証明書等【複写可】

本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納を証明する書類（新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届（写し））

(2) 提出期限

令和6年5月20日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

本要領第 15 に定める担当部署まで持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)により提出すること。
持参の場合は、土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。
なお、参加申込書兼誓約書の提出をもって、本要領に定める事項に同意したものとする。

(4) その他

参加申込書兼誓約書の提出以降、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式3)を提出すること。

8 企画提案書類の提出

(1) 提出書類(正本1部、副本4部。副本については複写可とする。)

① 企画提案書(任意様式)

別紙「評価基準」及び「仕様書」を踏まえ、事業者としてのアピールポイントを示し、提案すること。

サイズはA4判(縦横不問)で、総ページ数を20ページ以内とし、用紙下部にページ番号をつけること。

表紙に、企画提案書類提出届(様式4)を添付すること。(表紙は、総ページ数に含まない。)下記ア～オの項目は必ず記載すること。その他独自の項目等があれば提案すること。

ア 業務計画	仕様書第4条(2)に基づき、本業務に最適な業務計画を提案すること。
イ 利用ニーズ調査	仕様書第4条(4)に基づき、本業務に最適な調査方法について提案すること。
ウ 技術的検討	仕様書第4条(6)に基づき、本業務に最適な試行調査の実施計画、及び技術的検討手法について提案すること。
エ ワークショップ	仕様書第4条(7)に基づき、本業務に最適なワークショップの手法について提案すること。
オ 業務体制	業務の実施体制、専門技術力を有する人員確保の内容について記載すること。

② 見積書(様式任意)

見積書は、仕様書と対比可能な内訳を記載すること。

③ 業務実績書(様式5)

(2) 提出期限

令和6年5月27日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

本要領第 15 に定める担当部署まで持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)により提出すること。
持参の場合は、土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出にあたっての留意点

- ・著作権及び使用権が第三者に帰属するものを無断使用しないこと。使用する場合はあらかじめ権利関係を整理しておくこと。使用上の問題が発生しても、市は一切責任を負わない。
- ・提出期限後の書類の差替え、再提出及び追加は認めないこととする。
- ・書類の作成、提出及びプレゼンテーション審査参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

- ・提出された書類は返却しない。
- ・1事業者につき1提案とする。

9 審査方法等

本業務の受託候補者については、「令和6年度江別地区農業農村情報通信環境整備検討業務選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）において審査（非公開）する。

(1) プレゼンテーション審査

- ・選考委員会が別紙「評価基準」に基づき審査を実施する。
- ・各委員の評価点の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、合計点数が同点となった場合は、見積書に記載する金額が低い者から順次上位の順位を付ける。

(2) 留意事項

- ・参加事業者数が1者の場合でも、プレゼンテーション審査は実施する。
- ・プレゼンテーション審査において、各委員の評価点合計が5割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。
- ・審査結果に関する問い合わせ及び異議等は一切受け付けない。
- ・企画提案書類の提出が5者を超える場合は、書類審査を行い、プレゼンテーション審査参加者を選定する。書類審査を行った場合、書類審査結果については5月29日（水）午後5時までに電子メールで通知する。

10 プレゼンテーション審査

(1) 実施日

令和6年6月4日（火） ※詳細は個別に通知する。

(2) 出席者

出席者は、実際に業務に携わる責任者を含み、3人以内とする。

(3) 発表時間

1事業者につき30分程度とする。（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）

(4) その他

- ・企画提案書類の追加配付は禁止するが、提出された企画提案書類と同一の図案や写真を用いた説明用パネルの使用は可とする。
- ・スクリーン、プロジェクターは市が用意する。これらの使用を希望する場合は、事前に本要領第15に定める担当部署まで連絡すること。その他、パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、事業者が用意すること。

11 審査結果通知

全ての事業者に対して文書で通知するとともに、市ホームページにて受託候補者名と全ての事業者の評価点数を公表する。ただし、受託候補者以外の事業者名称は公表しない。

12 契約事項

江別市契約に関する規則（昭和43年規則第1号）等の関係法令の規定に基づき、受託候補者と委託契約を締結する。

なお、仕様書、契約条件等の詳細については別途協議するものとする。

受託候補者が契約を辞退又は協議が不調となった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結する。

13 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領等に示した提出方法、提出期限及び提出場所を守らなかった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提案された見積金額が提案上限額を超過している場合

14 その他

提出された企画提案書類等は、江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）の規定に基づき、公文書公開請求の対象となる。

15 担当部署

江別市経済部農振興課課（農村環境整備係） 担当：山田

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

TEL：011-381-1025（課直通）

MAIL：nogyo@city.ebetsu.lg.jp

令和6年度 江別地区農業農村情報通信環境整備検討業務
公募型プロポーザル 評価基準

区分	評価項目	評価ポイント	配点
1 企画内容 (65点)	業務計画	当市の営農形態、農作業繁忙期、及び気象条件等の諸要素を考慮した業務計画に係る企画提案内容の妥当性。	5
	利用ニーズ調査	利用ニーズ調査の手法、対象範囲、調査項目等の企画提案内容の妥当性。	10
	技術的検討	無線通信の伝送距離確認及び運用に関する試行調査に係る企画提案内容の妥当性。	10
		農業農村インフラの管理省力化・高度化の検討に係る内容の妥当性。	10
		スマート農業の地域実装の推進の検討に係る企画提案内容の妥当性	10
		地域活性化に貢献する多用途活用可能な情報通信技術の展開の検討に係る企画提案内容の妥当性	10
ワークショップ	ワークショップに係る企画提案内容の妥当性	10	
2 業務の実現性 (25点)	業務実績	農業農村地帯における無線通信環境の整備に向けた技術的検討・調査に係る業務実績とノウハウを有しているか。	5
		農業農村インフラの管理の省力化・高度化に向けた技術的検討・調査に係る業務実績とノウハウを有しているか。	5
		スマート農業の地域実装の推進に向けた技術的検討・調査に係る業務実績とノウハウを有しているか。	5
	業務体制	本業務の実施に際して専門技術力を有する人員確保、適切な業務履行体制が執られているか。	10
3 経費の見積 (10点)	見積金額	事業費（見積書）の積算は適切か。	10
合計			100

配点表

	非常に優秀	優秀	標準	やや劣る	劣る
10点配点の場合	10	8	6	4	2
5点配点の場合	5	4	3	2	1

評価得点の合計を1委員につき100点満点として採点し、各委員の評価得点の合計が最も高い1者を受託候補者として選定する。